

定

一 諸奉公人、侍之事ハ不及申、中間・
小者・あらしこに至まで、其主にいと
まを不乞出候儀曲事に候之間、相抱
へからず、但前の主に相届、睨合點
在之ハ、是非に不及候事、

一 百性其在所に在之田畠あらずへ
からず、其給人其在所へ相越、百性と
令相對檢見をとけ、其毛上升
つきをして、あり米三分一**百性**にとら
せ、三分二未進なく給人とるへき事、

一 自然其年により旱水損田地あ
らハ、一段に八木壺斗より内ハ百性に
其儘とらせ、翌年の毛を付候様ニ可申
付、壺斗上ハ右に相定ことく、三分一、
三分二可応候事、

一 百性年貢をはゝみ、夫役以下不仕之、
隣国・他郷江相越へからず、もし隠

置輩におゐてハ、其身の事者申に

およはず、其在所中曲事たるへき事、

一 其国其在所給人、百性等諸事不

迷惑様ニ可申付、代官以下にまかせず

念を可入、次百性にたいし、若不謂儀

申懸類あらハ、其給人曲事たるへき事、

一 升之儀ハ、十合之以斗升有様ニはかり、

左右の手をもツて一可打、うち米ハ

壺石に付て十合、小升をもツて可為

式升、其外ハ役米あるへからず事、

一 其国々其在所堤以下あらハ、正月

中、農作に手間不入折から可加修理、

其堤大破之時、給人・百性と料簡に

不及に付而ハ、達上聞為上可被仰付

候事、

一 小袖御服之外ハ、絹うらたるへし、但

にわかには不可成候之条、四月一日以後、絹うら

たるへき事、

一 諸侍しきればく事、一切停止也、
(尻切)

御供之時者足半たるへし、中間・小者ハ
不断足半たるへき事、

一 はかま・たひ(袴)にうら付へからさる事、
(足袋)

一 中間・小者、革たひはくへからさる事、
右條々、若有違犯輩者、可処罪
科者也、

天正十四年正月十五日 (五) 在御朱印 (豊臣秀吉)